

社会保険労務士法人リーガルネットワークスが毎月発信するニュースレターです。

◆【年金制度改正法】2022 年 4 月以降の施行 年金受給者への影響

新型コロナウイルス感染症の影響により、近年私たちを取り巻く環境は日々変化してきました。在宅勤務の拡大や雇用調整助成金の延長など、皆様の生活にも大きな影響があったのではないのでしょうか。今回は、こういった社会情勢から 2022 年 4 月より施行される「年金制度改正法」について、変更部分のポイントを皆さまにご案内させていただきたいと思います。

トピックス

◆【年金制度改正法】 2022 年 4 月以降の 施行

年金受給者への
影響

◆今月の 労務スケジュール

◇2021 年 年金制度改正点のポイント

①被用者保険(厚生年金・健康保険)加入の適用拡大

- ・将来受け取り時に「報酬比例の年金(厚生年金)」が上乗せされ、終身で受け取れる
- ・障害状態になった場合、障害基礎年金に加えて「障害厚生年金」を受け取れる
- ・亡くなった場合「遺族厚生年金」を残すことができる
- ・健康保険の給付金に「傷病手当金」や「出産手当金」が含まれるようになる

②在職中の年金受給の見直し(在職老齢年金制度の見直し、在職定時改定の導入)

・「特別支給の老齢厚生年金」

男性→昭和 36 年 4 月 1 日以前に生まれ、女性→昭和 41 年 4 月 1 日以前に生まれが対象
「特別支給の老齢厚生年金」を受給しながら「賃金」を受け取っており、合計金額が月額 28 万円を超えている→これまでは受給が停止されていたハードルが **28 万円→47 万円に引き上げ**
・「在職定時改定」

65 歳を超えて会社に勤務し厚生年金の払い込みをしている人が、年齢上限である 70 歳未満でも、年金額を毎年 10 月に改定し納めてきた保険料を年金額に反映する制度に変わる

③受給を開始する時期の選択肢が拡大

【現行】60 歳から受給をする場合 0.5%/月減額(最大 60 か月 → 30%減)

70 歳から受給をする場合 0.7%/月増額 (最大 60 か月 → 42%増)

【改正:新設】**60 歳から 64 歳までの間に繰り上げて請求する場合、0.4%/月減額**

75 歳から受給をする場合 0.7%/月増額 (最大 120 か月 →84%増)

④確定拠出年金(DC)の加入可能要件の見直し

企業型 DC 個人型 DC(iDeCo)の加入年齢、および受給年齢が 5 年間拡大

- ・企業型 DC に加入者の年齢上限 65 歳未満⇒70 歳未満 (2022 年 5 月～)
- ・iDeCo 企業型 DC に加入者の年齢上限 60 歳未満⇒65 歳未満 (2022 年 5 月～)
- ・DC の受給開始時期 60 歳～70 歳まで (2022 年 4 月～)

また中小企業向け制度である「iDeCo プラス」の対象範囲も 2020 年 10 月から拡大

- ・従業員規模 100 人以下⇒300 人以下

参考資料:厚労省「年金制度改正法の成立」

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000147284_00006.html

◆11月の労務スケジュール

～12/31 11 月分社会保険料納付

～12/10 11 月分源泉徴収税額
住民税額の納付

★年末調整の実施



Legal Networks
CORPORATION

編集担当: 會田
編集責任者: 勝山

Copyright© 2021 Legal Networks

社会保険労務士法人
リーガルネットワークス

〒160-0022
東京都新宿区新宿1-34-
13第一貝塚ビル302号
TEL:03-6709-8919

<http://www.kintaika-nrikenkyujo.jp>